第四十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十一条第五項若しくは第六項若しくは第二十五条第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

第四十条に次の一項を加える。

2　第十一条第七項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人の役員が第十一条第七項若しくは第二十五条第七項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

附則第十四条第一項中「同条の表第四十五条第五項の項」を「同条の表第四十五条第四項の項」に改める。

別表第一の備考第二号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

（独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部改正）

第九十四条　独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第五条第八項中「第四十八条第一項本文」を「第四十八条本文」に改める。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十三条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正）

第九十五条　独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第三条を次のように改める。

（理事の任期）

第九条　理事の任期は、二年とする。

第十五条第三項中「第二十一条第一項ただし書及び第二項」を「第二十一条第三項ただし書及び第四項」に改める。

第十六条第二項中「国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する通則法第三十四条第二項」を「国立大学法人法第三十一条の三第一項」に、「、及び」を「、並びに」に改める。

第十七条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人国立大学財務・経営センター法の一部改正）

第九十六条　独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十六条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十八条第二項を削る。

第二十条第二号中「第六項又は第十八条第一項」を「第五項又は第十八条」に改める。

第二十一条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

第二十四条第三号中「第六項又は第十八条第一項」を「第五項又は第十八条」に改める。

附則第十一条第二項中「第十五条第五項」を「第十五条第四項」に改める。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第九十七条　独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二　機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十三条を次のように改める。

（副理事長及び理事の任期）

第十三条　副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十四条第二項中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）」に改める。

第二十一条第一項中「、中期目標の期間」を「、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）」に、「当該中期目標の期間」を「当該中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十四条第二項を削る。

第二十五条の見出し中「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条中「第二十九条第一項」を「第三十五条の四第一項」に、「中期目標」を「中長期目標」に改める。

第二十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第三十条第一号中「第五項又は第二十四条第一項」を「第四項又は第二十四条」に改める。